

事 業 概 要

令和7年版

 東京都労働委員会

目 次

労働委員会の主要機能	1
I 総説	
1 制度の概要	2
2 委員	2
II 労働委員会の活動	
1 会長及び会長代理	3
2 委員会の会議	3
3 委員の活動状況	3
4 事務局の組織と分掌事務	4
(1) 組織	4
(2) 課の分掌事務	5
(3) 職員定数	6
5 予算	6
6 広報	7
7 デジタル技術の活用	7
III 主要事業の概要	
1 取扱件数の推移	8
2 不当労働行為の審査	8
(1) 審査の状況	9
(2) 審査の期間の目標	11
3 労働組合の資格審査	12
(1) 取扱件数	13
(2) 申請事由別取扱件数及び構成比	13
4 労働争議の調整	14
(1) 取扱件数	14
(2) 調整の方法別取扱件数及び構成比	15
(3) 調整事項別取扱件数及び構成比	16
(4) 使用者の事業所規模別・産業別の取扱件数及び構成比	16
5 労働争議の実情調査	17
(1) 取扱件数	17
(2) 調査対象別取扱件数及び構成比	18

6	相談	19
7	再審査と行政訴訟	19

参 考 資 料

1	第46期東京都労働委員会委員名簿	22
2	不当労働行為の種類	24
3	不当労働行為の審査の手続	25
4	調整の方法	26
5	あっせんの手続	27

労働委員会の主要機能

1 不当労働行為の審査

<根拠：労働組合法>

労働組合法第7条は、使用者による以下の行為等を「不当労働行為」として禁止している。①労働者が労働組合の組合員であることや労働組合に加入したり結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを理由に解雇その他の不利益取扱いをすること。②正当な理由なく労働組合との団体交渉に応じないこと。③労働組合の結成又は運営に支配介入すること。④不当労働行為救済の申立てをしたこと等を理由に解雇その他の不利益取扱いをすること。

労働委員会は、労働組合又は労働者から不当労働行為救済の申立てがあった場合、使用者の行為が不当労働行為に該当するか否かを審査し、不当労働行為に該当する場合は救済命令を発し、労使関係の正常化に必要な措置を命じている。

資2 労働組合の審査

<根拠：労働組合法>

労働組合が以下の手続を行う場合に、労働組合法に定めた要件を備えているか否か、労働委員会が審査する制度である。

- ◎不当労働行為の救済を申し立てるとき。
- ◎法人登記のため必要な証明書の交付を受けるとき。
- ◎労働者供給事業を行うために必要な許可の手続をするとき。
- ◎労働委員会の労働者委員を推薦するとき。

3 労働争議の調整

<根拠：労働関係調整法>

労働組合や労働者の団体と使用者の間の紛争を、当事者いずれか一方あるいは双方の申請に応じて、公正な立場で調整し、解決を図るもので、以下の3通りの方法がある。

- ◎あっせん：あっせん員が当事者の事情を聴き、団体交渉のとりもちや、双方の主張のとりなし、あっせん案を提示するなどして、合意を図る。
- ◎調停：調停委員会が当事者の意見を聴取した上で調停案を作成し、双方にその受諾を勧めることによって争議の解決を図る。
- ◎仲裁：当事者双方が争議の解決を仲裁委員会にゆだね、仲裁裁定にしたがって争議を解決する。

実4 労働争議の調査

<根拠：労働関係調整法>

主として、争議予告通知を受けた公益事業について争議の内容を調査する。

5 相談

あっせん等の申請、不当労働行為救済申立ての手続等について相談に応じる。

I 総 説

1 制度の概要

東京都労働委員会は、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5に基づいて設置された合議制の行政委員会であり、公平な立場の第三者として労使間の紛争処理を行うことにより、労働基本権の保護と労使関係の安定、正常化を図ることを目的にしている。

労働委員会の権限及び事務は、労働組合法第20条及び地方自治法第202条の2に規定されており、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、労使間の紛争の処理に当たっている。

労働委員会の機能は、判定的機能と調整的機能とに大別できる。判定的機能としては、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査等があり、調整的機能としては、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、労働争議の実情調査等がある。

2 委 員

当委員会は、「公益委員」、「労働者委員」及び「使用者委員」の三者で構成されており、委員数は各13名、計39名である（労働組合法第19条、同法第19条の12、同法施行令第25条の2）。

「公益委員」は「使用者委員」及び「労働者委員」の同意を得て知事が任命し、また、「労働者委員」は都内の労働組合の推薦に基づき、「使用者委員」は都内の使用者団体の推薦に基づき、それぞれ知事が任命する。任期は2年であるが、再任を妨げない（同法第19条の12、第19条の5）。委員は、全て非常勤である。

令和7年8月1日現在の委員は、参考資料1（22、23ページ）の委員名簿のとおりである。

II 労働委員会の活動

1 会長及び会長代理

会長及び会長代理は、公益委員の中から委員の選挙によって選ばれる（労働組合法第19条の12第6項、同法第19条の9第2項及び第4項）。

会長は、委員会の会務を総理し委員会を代表する（同法第19条の12第6項、同法第19条の9第3項）とともに、委員会の会議を招集する（同法第21条第2項）。

会長代理は、会長がその職務を行うことができないときに、会長の職務を代行する（同法第19条の12第6項、同法第19条の9第4項）。

2 委員会の会議

委員会は合議制であり、重要事項は全て会議で決定される。委員会の主な会議には、委員全員で行う「総会」と公益委員のみで行う「公益委員会会議」があり、毎月2回定例的（原則として第1・第3火曜日）に開催している。

「総会」の付議事項は、会長・会長代理の選挙、あっせん員候補者の委嘱・解任、調停・仲裁の開始等で、委員会運営上の基本的事項を審議するほか、新規受付事件の概要説明と担当委員の確認、終結事件の報告などを行う。

「公益委員会会議」の付議事項は、不当労働行為に関する命令・決定、労働組合の資格審査等である。

3 委員の活動状況

委員は、前記の総会・公益委員会会議に出席するほか、不当労働行為の審査（調査、審問、和解）、労働組合の資格審査及び労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）など、担当事件の処理に当たっている。

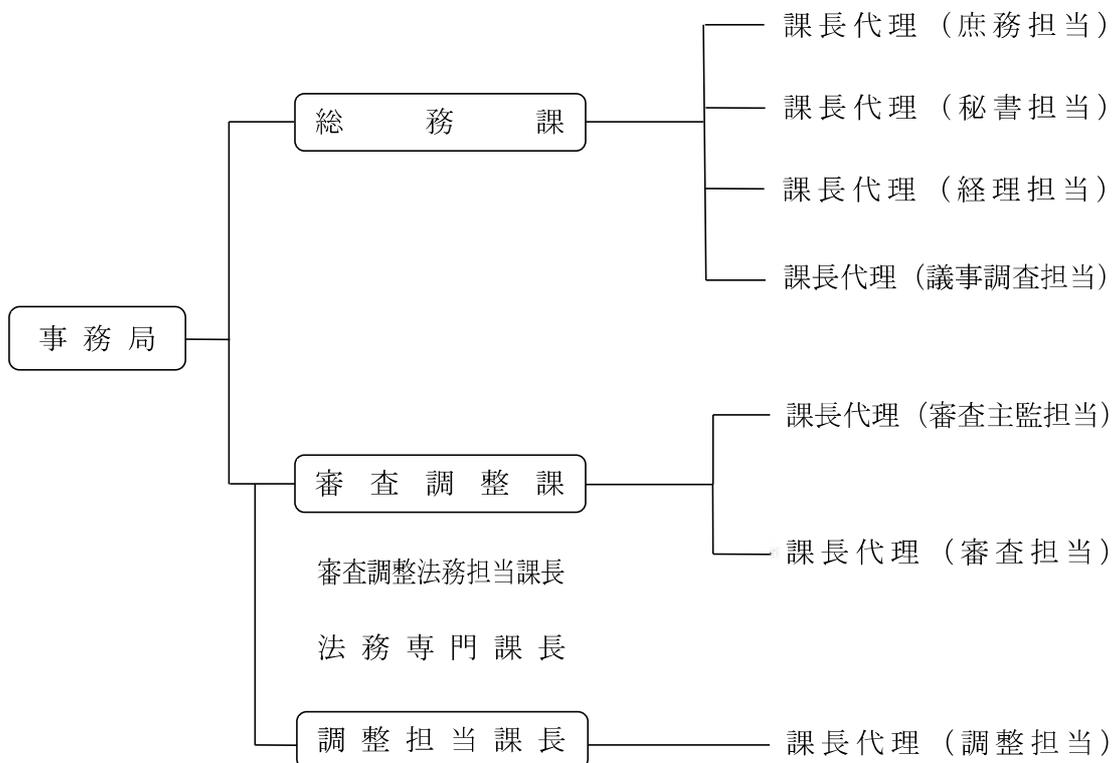
令和6年度における委員の活動回数は、延べ3,274回となっている。

4 事務局の組織と分掌事務

委員会の事務を整理するため、事務局が置かれ（労働組合法第19条の12、同法第19条の11）、事務局には課を置いている。

事務局の組織及び課の分掌事務は、次のとおりである。

(1) 組 織（令和7年4月1日現在）



※ 本図は、執行体制を表すものであり、組織機構図とは一致しない。

(2) 課の分掌事務

総務課	<ul style="list-style-type: none">① 事務局所属職員の人事及び給与に関すること。② 事務局事務に関する法規調査及び文書事務に関すること。③ 事務局の広報公聴、情報公開・個人情報保護に関すること。④ 委員相互間の連絡、他の労働委員会との連絡調整に関すること。⑤ 事務局の予算、決算及び会計に関すること。⑥ 委員会及び事務局の秘書事務に関すること。⑦ あっせん員候補者の委嘱に関すること。⑧ 総会及び公益委員会議等委員会の会議に関すること。⑨ 委員会の施策及び制度に係る基礎的調査に関すること。⑩ 年報等の刊行、資料及び統計の収集、整理及び保存に関すること。⑪ 事務局事務の総合調整、管理改善及び行政評価に関すること。⑫ 事務局事務のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。⑬ 審査調整課に属しないこと。
審査調整課	<ul style="list-style-type: none">① 労働組合の資格審査及び証明に関すること。② 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関すること。③ 不当労働行為に関する調査、審問、命令、裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。④ 労働関係調整法第42条の規定による請求に関すること。⑤ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関すること。⑥ 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。⑦ 争議行為の発生の届出の受理に関すること。⑧ 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関すること。⑨ 労働争議の実情調査に関すること。⑩ 労働争議調整申請、不当労働行為救済申立て及び労働組合資格審査申請の手續の相談に関すること。

(3) 職員定数

事務局には、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員が置かれている。事務局の職員定数は、下表のとおりである。

(令和7年4月1日現在) (人)

区 分	総 務 課	審査調整課	計
局 長 級	1	—	1
部 長 級	—	—	—
課 長 級	1	5	6
課長代理級	4	15	19
一 般 職 員	5	7	12
計	11	27	38

(注1) 課長代理級には統括課長代理を含む。

(注2) 一般職員には主任を含む。

(注3) 職員は、全て事務職である。

5 予 算

令和7年度当初予算は、歳出総額632,000千円で、前年度当初予算に比べ、12,000千円の増額である。

区 分	令和7年度		令和6年度		差引増(△)減 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
報酬及び給与	565,292	89.4	545,180	87.9	20,112
事 業 費	66,708	10.6	74,820	12.1	△8,112
計	632,000	100.0	620,000	100.0	12,000

(注) 報酬及び給与の内訳は、報酬、人件費、通勤手当等(時間外勤務手当を除く。)である。

6 広 報

当委員会では、ホームページ上で委員会の仕組みや利用の方法などを紹介しているほか、労使紛争の予防などにつながるよう、これまで都労委が発出した審査事件の命令の概要や事件の取扱状況を示した統計資料などを提供している。

7 デジタル技術の活用

当委員会では、対面とデジタルによる「ハイブリッド型」の手続を実現すべく取り組んでいる。

対面で行ってきた相談業務や調査手続にウェブ会議システム等のデジタル技術を導入するとともに、申立てや命令交付など、当委員会における行政手続のオンライン化を進めている。

さらに、事務の効率化を図るため、委員会内での書面や情報を即時に共有できるシステムを導入している。

Ⅲ 主要事業の概要

1 取扱件数の推移

令和6年度における取扱総件数は910件で、令和5年度と比較し62件の減少となっている。

取扱総件数及び各事業別取扱件数の推移は、下表のとおりである。

各事業別の取扱件数推移 (件)

事業別 年度	不当労働 行為の審査	労働組合の 資格審査	労働争議の 調 整	労働争議の 実情調査	取扱 総件数	対前年度 増減(△)
2年度	433	362	79	132	1,006	38
3年度	455	396	87	135	1,073	67
4年度	440	364	67	117	988	△ 85
5年度	418	350	75	129	972	△ 16
6年度	394	326	58	132	910	△ 62

2 不当労働行為の審査

憲法では、労働者の地位を使用者と対等の立場におくため、労働三権（団結権・団体交渉権・争議権）を保障している（憲法第28条）。

この労働三権を具体的に保障するために、労働組合法は、第7条第1号から第4号までに掲げる使用者の行為を「不当労働行為」として禁止している。

労働組合又は労働者は、不当労働行為と思われる使用者の行為があった場合、労働委員会に対して救済の申立てをすることができる。

不当労働行為の審査は、申立人（労働組合又は労働者）からの不当労働行為救済の申立てに基づき、使用者の行った行為が、労働組合法第7条各号に規定する不当労働行為に該当するかどうかを判断するものである。

審査においては、「調査」（争点や証拠の整理等）、「審問」（証人尋問等）などの手続を行う。手続の過程で当事者間の合意による「和解」で解決する場

合もあるが、審査の結果、救済又は棄却等の「命令」を発することもある。

不当労働行為の類型及び審査の手続については、参考資料 2、3（24、25 ページ）のとおりである。

(1) 審査の状況

① 取扱件数

令和 6 年度における取扱件数は、394 件である。その内訳は、前年度からの繰越件数が 326 件、新受付件数が 68 件となっている。

また、令和 6 年度の終結件数は、98 件である。

不当労働行為の審査事件の取扱件数推移 (件)

年度	取扱件数 (A + B)			終結件数	繰越件数
		前年度からの 繰越件数(A)	新受付 件数(B)		
2 年度	433	323	110	71[1]	362
3 年度	455	362	93	102[1]	353
4 年度	440	353	87	94	346
5 年度	418	346	72	92	326
6 年度	394	326	68	98	296

(注) 終結件数欄の [] は一部分離命令で外数である。

令和 6 年度の東京都の取扱件数 (394 件) は、全国の過半数 (55.6%) を占めている。

審査事件取扱件数 (全国対比表)

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
東京都(件)	433	455	440	418	394
全国(件)	802	814	758	761	708
比率(%)	54.0	55.9	58.0	54.9	55.6

② 不当労働行為の類型別取扱件数及び構成比

令和6年度の不当労働行為の類型別取扱件数をみると、不利益取扱いが267件（67.8%）と最も多く、次いで支配介入が229件（58.1%）となっている（表1）。

なお、審査事件は、単一の事由により申し立てられるものよりも、申立事由が複合するものが多い（表2）。

表1 不当労働行為の審査事件の類型別取扱件数及び構成比

申立事由 (労組法各号)	不利益取扱い (1号)	団交拒否 (2号)	支配介入 (3号)	労委申立てに かかる不利益 取扱い(4号)
取扱件数(件)	267	174	229	14
構成比(%)	67.8	44.2	58.1	3.6

(注1) 複数の事由を申し立てる事件については、事由毎に件数を計上している。

(注2) 構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入したもの（以下同様）であり、合計の数値は表2各欄の合計に必ずしも一致しない。

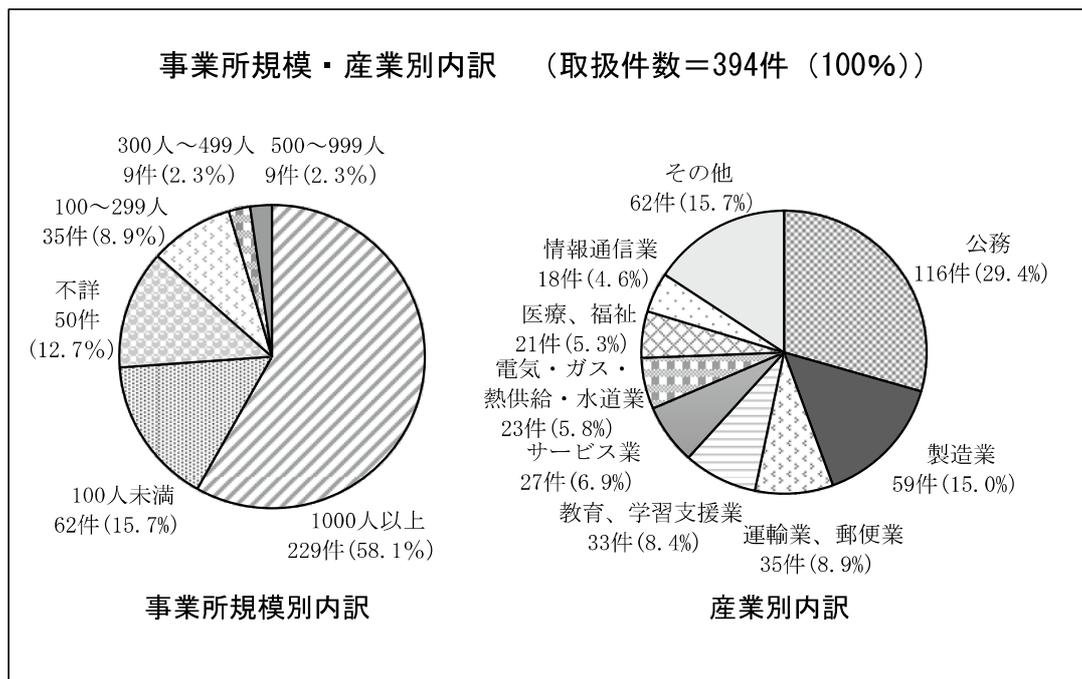
表2 単一類型・複合類型別取扱件数

申立事由		取扱件数(件)	構成比(%)
単 一 類 型	不利益取扱い(1号)	89	22.6%
	団交拒否(2号)	61	15.5%
	支配介入(3号)	11	2.8%
	労委申立てに係る不利益取扱い(4号)	0	0.0%
	計	161	40.9%
複 合 類 型	不利益取扱い・団交拒否(1・2号)	12	3.0%
	不利益取扱い・支配介入(1・3号)	116	29.4%
	不利益取扱い・ 労委申立てに係る不利益取扱い(1・4号)	1	0.3%
	団交拒否・支配介入(2・3号)	53	13.5%
	支配介入・労委申立てに係る不利益取扱い(3・4号)	1	0.3%
	不利益取扱い・団交拒否・支配介入(1・2・3号)	38	9.6%
	不利益取扱い・団交拒否・ 労委申立てに係る不利益取扱い(1・2・4号)	2	0.5%
	不利益取扱い・支配介入・ 労委申立てに係る不利益取扱い(1・3・4号)	2	0.5%
	団交拒否・支配介入・ 労委申立てに係る不利益取扱い(2・3・4号)	1	0.3%
	不利益取扱い・団交拒否・支配介入・ 労委申立てに係る不利益取扱い(1・2・3・4号)	7	1.8%
	計	233	59.1%
	合 計	394	100.0%

③ 被申立人（使用者）の事業所規模別・産業別の取扱件数及び構成比

令和6年度の被申立人（使用者）の事業所規模別取扱件数をみると、1,000人以上の事業所が229件（58.1%）と特に多い。

被申立人（使用者）の産業別取扱件数をみると、公務が116件（29.4%）と最も多くなっている。



(2) 審査の期間の目標

労働組合法では、労働委員会が審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の状況を公表することとなっている（同法第27条の18）。当委員会では、審査期間の目標を平成17年に2年と定め、平成20年からは、原則として1年6か月に短縮して審査の迅速化に取り組んでいる。さらに、審問終了後、より早い時点において争点に対する判断の方向性を絞り込むことや、命令発出までのきめ細やかな進行管理などの取組を行っている。

平成20年1月1日以降の申立事件に係る目標達成状況（令和7年3月末現在）

新規申立・終結状況（平成20年1月1日以降）

	新規 申立	終 結 状 況				未終結	
		取下	和解	命令・ 決定	終結計	うち1 年6か 月経過	
件数 (件)	1,775	241	1011	338	1,590	185	108
平均処 理日数 (日)		391.2	387.2	872.9	491.1		

終結事件の処理日数別内訳

(件)

	取下	和解	命令・ 決定	合計
6か月以内	86	348	1	435
6か月超～1年以内	55	286	10	351
1年超～1年6か月以内	49	159	41	249
1年6か月以内	190	793	52	1035
1年6か月超	51	218	286	555

3 労働組合の資格審査

労働組合の資格審査とは、労働組合が、自主的かつ民主的に組織・運営されているかなど、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかを審査するものである。

労働組合は、法人登記をするために必要な証明書の交付を受けるとき、不当労働行為の救済を申し立てるとき、労働者供給事業を行うために必要な許可の手続をするとき等に、資格審査を申請する。

(1) 取扱件数

令和6年度における取扱件数は、326件である。その内訳は、前年度からの繰越件数が224件、新受付件数が102件となっている。

また、令和6年度の終結件数は、119件である。

労働組合の資格審査の取扱件数推移

(件)

年度	取扱件数 (A+B)	前年度からの繰越件数(A)		終結件数	繰越件数
		前年度からの繰越件数(A)	新受付件数(B)		
2年度	362	205	157	97	265
3年度	396	265	131	142	254
4年度	364	254	110	126	238
5年度	350	238	112	126	224
6年度	326	224	102	119	207

(2) 申請事由別取扱件数及び構成比

令和6年度の申請事由別取扱件数をみると、不当労働行為救済の申立てのための申請が300件（92.0%）と、その大部分を占めている。

労働組合の資格審査の申請事由別取扱件数及び構成比

申請事由	不当労働行為救済申立て	法人登記	労働者供給事業許可申請	労働委員会委員の推薦	計
取扱件数(件)	300	24	2	0	326
構成比(%)	92.0	7.4	0.6	0.0	100.0

4 労働争議の調整

労働争議の調整は、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律等に基づいて行うもので、調整の方法としては、「あっせん」、「調停」及び「仲裁」がある。

「あっせん」は、会長から指名されたあっせん員が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち、労使の自主的な交渉を側面から援助して、労働争議・紛争を解決に導く手法である。

「調停」は、会長から指名された公労使委員からなる三者構成の調停委員会が、労使双方の主張の要点を確かめ、公正適切な判断によって作成した「調停案」を関係当事者に提示し、その受諾を勧告して両当事者の妥協を図り、労働争議・紛争を解決に導く手法である。

「仲裁」は、会長が指名した3名以上の奇数の公益委員で構成する仲裁委員会が、労使双方の主張を踏まえて「仲裁裁定」を出し、労働争議・紛争を解決する手法である。「仲裁裁定」は、労使当事者を拘束する。

なお、調整の方法については参考資料4（26ページ）、あっせんの手続については参考資料5（27ページ）のとおりである。

(1) 取扱件数

令和6年度における調整事件全体の取扱件数は58件であり、その内訳は、前年度からの繰越件数が16件、新受付件数が42件となっている。

また、令和6年度の終結件数は、47件である。

労働争議の調整の取扱件数推移

(件)

年度	取扱件数 (A + B)			終結件数	繰越件数
		前年度からの 繰越件数(A)	新受付 件数(B)		
2年度	79	17	62	62	17
3年度	87	17	70	69	18
4年度	67	18	49	54	13
5年度	75	13	62	59	16
6年度	58	16	42	47	11

令和6年度の東京都の取扱件数(58件)は、全国の約3分の1(29.6%)を占めている。

調整事件取扱件数(全国対比表)

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
東京都(件)	79	87	67	75	58
全国(件)	277	258	212	234	196
比率(%)	28.5	33.7	31.6	32.1	29.6

(2) 調整の方法別取扱件数及び構成比

調整の方法別取扱件数及び構成比で見ると、令和6年度は全てあっせんとなっている。

労働争議の調整の方法別取扱件数及び構成比

調整の方法	あっせん	調停	仲裁	計
取扱件数(件)	58	0	0	58
構成比(%)	100.0	0.0	0.0	100.0

(3) 調整事項別取扱件数及び構成比

令和6年度の調整事項別取扱件数をみると、団体交渉の促進が58件(71.6%)と最も多くなっている。

労働争議の調整事項別取扱件数及び構成比

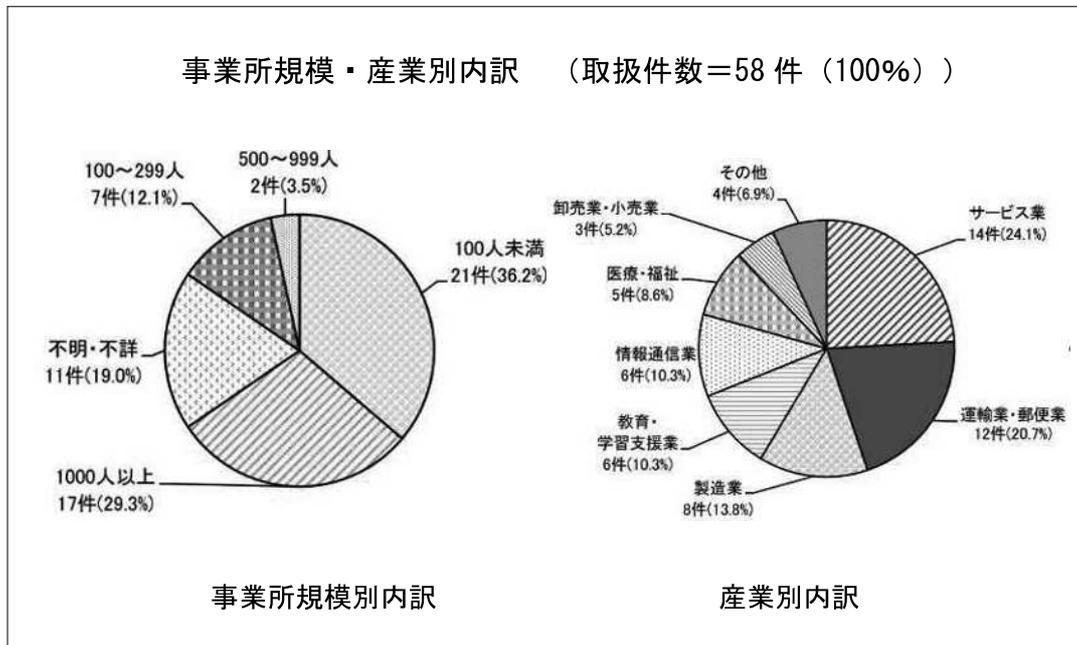
調整事項	団交促進	経営又は 人事	賃金等	給与以外の 労働条件	その他
取扱件数(件)	58	6	8	5	4
構成比(%)	71.6	7.4	9.9	6.2	4.9

(注) 1事件について複数の調整事項を申請するケースがあるので、調整事項別取扱件数の合計は、労働争議の調整の取扱件数と一致しない。

(4) 使用者の事業所規模別・産業別の取扱件数及び構成比

令和6年度の使用上の事業所規模別取扱件数をみると、100人未満の事業所が21件(36.2%)と最も多くなっている。

産業別取扱件数をみると、サービス業が14件(24.1%)と最も多く、次いで運輸業・郵便業が12件(20.7%)となっている。



5 労働争議の実情調査

労働争議の実情調査は、主として、労働関係調整法第37条により争議予告通知を受けた公益事業（運輸・医療・公衆衛生など）について、争議の内容を調査するものである。

公益事業において、当事者である労働組合又は使用者が争議行為をしようとする場合は、争議行為をする11日前（中10日）までに、労働委員会と都知事に争議予告通知を提出しなければならないとされている（労働関係調整法第37条）。

(1) 取扱件数

令和6年度における取扱件数は、132件である。その内訳は、前年度からの繰越件数が45件、新受付件数が87件となっている。

また、令和6年度の終結件数は、79件である。

労働争議の実情調査の取扱件数推移

(件)

年度	取扱件数 (A+B)			終結件数	繰越件数
		前年度からの 繰越件数(A)	新受付 件数(B)		
2年度	132	46	86	83	49
3年度	135	49	86	93	42
4年度	117	42	75	75	42
5年度	129	42	87	84	45
6年度	132	45	87	79	53

(2) 調査対象別取扱件数及び構成比

令和6年度の調査対象別取扱件数をみると、101件（76.5%）の医療業が最も多くなっている。

労働争議の実情調査の対象別取扱件数及び構成比

調査対象	医療業	廃棄物 処理業	通信・ 運輸業	その他	計
取扱件数(件)	101	5	26	0	132
構成比(%)	76.5	3.8	19.7	0.0	100.0

6 相 談

労働争議の調整の申請、不当労働行為救済の申立て、労働組合の資格審査の申請の方法、手続等について、労使からの相談に応じている。

令和6年度における相談件数は、1,173件であり、不当労働行為の審査についての相談が最も多くなっている。

相談の内容別取扱件数及び構成比

相談の内容	不当労働行為の審査	労働組合の資格審査	労働争議の調整	その他	計
取扱件数(件)	250 (68)	248 (102)	196 (42)	479 0	1,173 (212)
構成比(%)	21.3	21.1	16.7	40.8	100.0

(注1) 取扱件数の()内は、申請・申立て件数(内数)である。

(注2) 「その他」とは、賃金や退職金の不払い、解雇等についての相談である。

7 再審査と行政訴訟

不当労働行為救済申立てに係る審査の結果、委員会の発した命令に不服のある当事者は、中央労働委員会に対して再審査の申立てをするか、又は地方裁判所に対して命令の取消しを求める行政訴訟を提起することができる(労働組合法第27条の15、同法第27条の19)。

令和7年3月31日現在では、中央労働委員会に21件の再審査が係属し、また、裁判所に4件の行政訴訟が係属している。

参 考 资 料

参考資料 1

第 46 期 東京都労働委員会委員名簿

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

※ 任期 令和 5 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日

公益委員 (◎は会長、○は会長代理)

氏 名	現 職	等
◎團藤 丈士	元名古屋高等裁判所長官	
○太田 治夫	弁護士 (東京弁護士会)	
○水町 勇一郎	早稲田大学 法学学術院教授	
垣内 秀介	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	
笠木 映里	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	
神吉 知郁子	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	
北井 久美子	弁護士 (第二東京弁護士会)	
田村 達久	早稲田大学 法学学術院教授	
富永 晃一	上智大学 法学部教授	
西村 美香	成蹊大学 法学部教授	
福島 かなえ	弁護士 (第一東京弁護士会)	
森 円香	弁護士 (第二東京弁護士会)	
渡邊 敦子	弁護士 (東京弁護士会)	

労働者委員

氏 名	現 職	等
浦野 英子	東京都電力総連 特別執行委員	
川上 晴司	J AM東京千葉 参与	
北 健一 (田中 弘尚)	日本出版労働組合連合会 副委員長	
久保 潤一郎	連合東京労働局・局長	

氏名	現職等
齊藤 好行	情報労連東京都協議会 特別幹事
土屋 亮	運輸労連東京 執行委員長
二木 栄一	自動車総連東京地方協議会 議長
日野 麻美	自治労東京都本部 特別中央執行委員
外園 幸二	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事
町田 吉宏	U Aゼンセン東京都支部 参与
森 治美	全労連・全国一般労働組合東京地方本部 副委員長
安田 潔	東京交通労働組合 顧問
横山 陽子	U Aゼンセン東京都支部 参与

使用者委員

氏名	現職等
朝香 博	株式会社東商サポート&サービス 顧問
石川 直	株式会社資生堂 社友
石川 純彦	一般社団法人東京経営者協会 参与
岩下 秀市	明治ホールディングス株式会社 顧問
熊田 京子	N T T東日本株式会社 社友
倉橋 幸則	K D D I株式会社 社友
黒羽 二郎	T O P P A Nエッジ株式会社 顧問
佐野 通則	東京都中小企業組合士協会 理事
高田 淳彦	鹿島建設株式会社 社友
多賀谷 勝	東京都中小企業組合士協会 理事
松田 二郎	東京都中小企業団体中央会 副会長
宮下 恵子	全日本空輸株式会社 社友
和田 慶宏	旭化成株式会社 社友

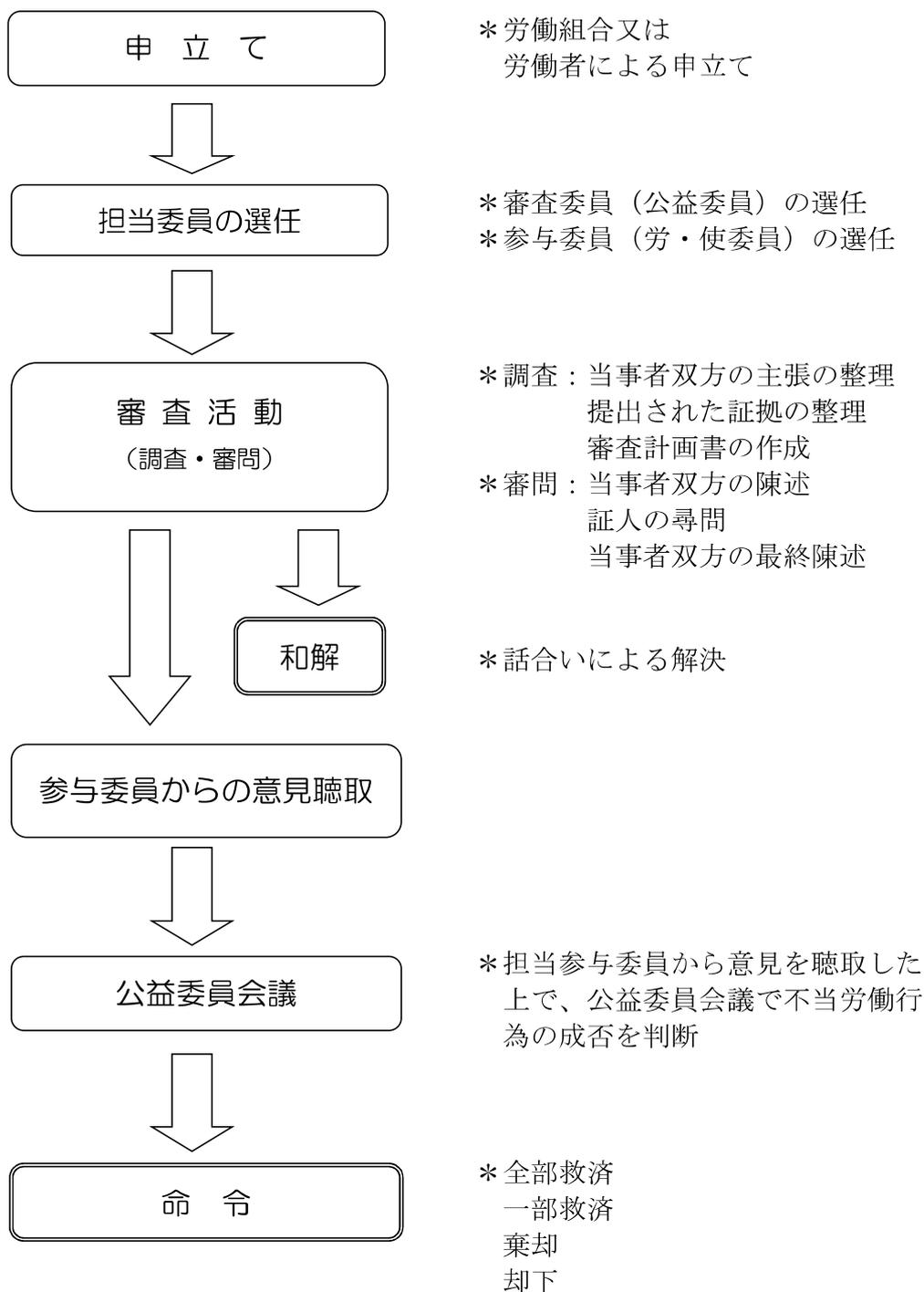
参考資料 2

不当労働行為の類型

類型別	労働者（労働組合）が……	使用者が……	号 別
不利益 取扱い	1 労働組合の組合員であること 2 労働組合に加入したりこれを 結成しようとしたりしたこと 3 労働組合の正当な行為をした こと	を理由に 1 解雇すること 2 その他不利益な取扱 いをすること	1 号
黄犬契約	1 労働組合に加入しないこと 2 労働組合から脱退すること	を雇用条件とすること	
団体交渉 の拒否	団体交渉を申し入れたこと	に対して正当な理由なく拒否 すること	2 号
支配介入	1 労働組合を結成すること 2 労働組合を運営すること	に対して支配介入すること	3 号
経費援助	労働組合の運営に要する費用	を援助すること	
労働委員 会に申立 てなどを したこと を理由と する不利 益取扱い	1 労働委員会に不当労働行為 救済の申立てをしたこと 2 不当労働行為の命令について 再審査申立てをしたこと 3 1、2 及び争議の調整の際に 証拠を提出したり発言したりし したこと	を理由に 1 解雇すること 2 その他不利益な取扱 いをすること	4 号

(注) 号別は、労働組合法第 7 条各号を示す。

不当労働行為の審査の手続

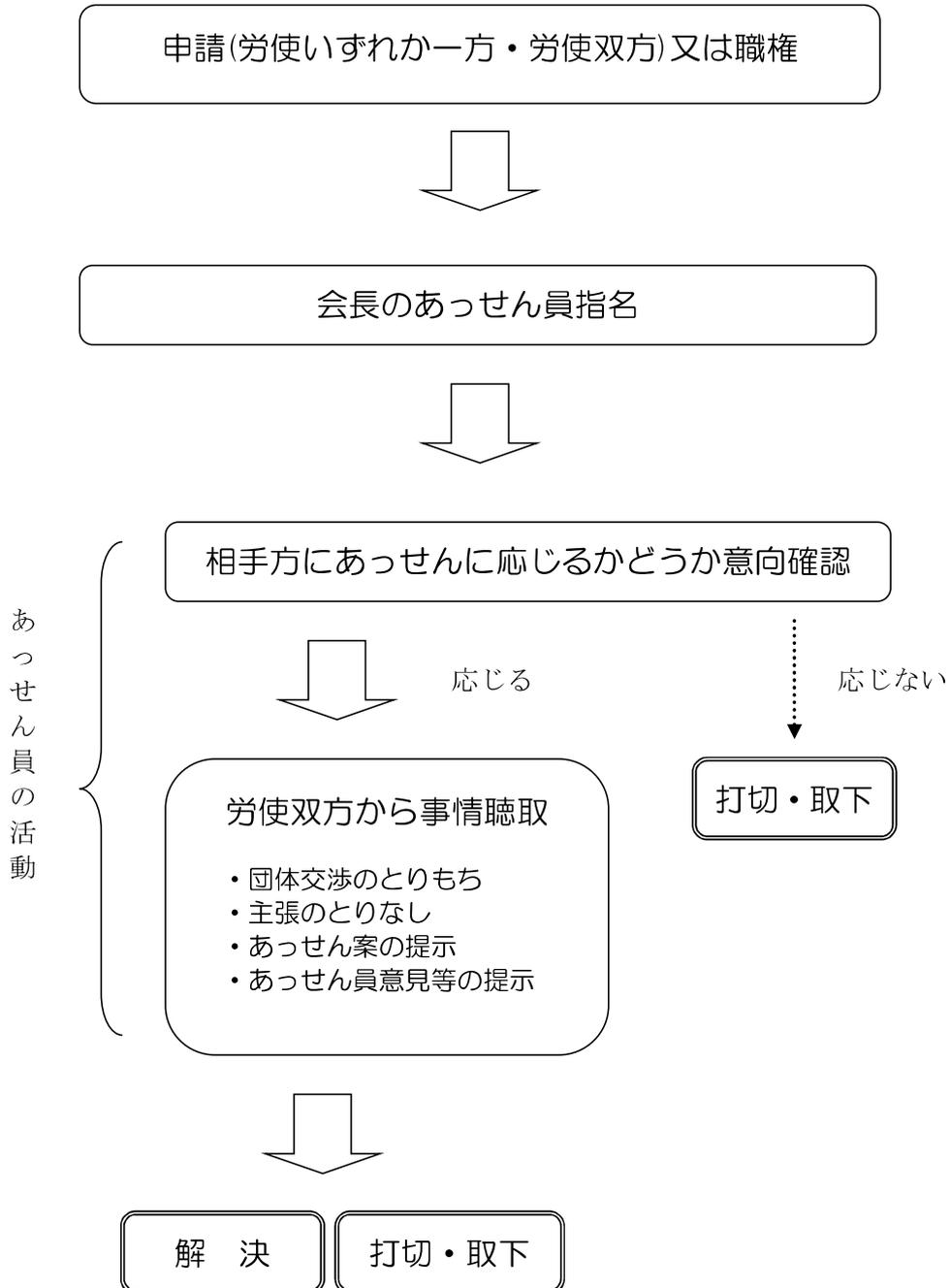


参考資料 4

調 整 の 方 法

	あ つ せ ん	調 停	仲 裁
担当者	あ つ せ ん 員 1名又は数名	調 停 委 員 会 公益委員 労働者委員 } 同 使用者委員 } 数	仲 裁 委 員 会 公益委員 3名以上の奇数 労使委員は意見を述べるができる
開始事由	1 労使いずれか一方の申請 2 労使双方の申請 3 職権	1 労使双方の申請 2 労使いずれか一方の申請 { 労働協約に定めのある場合及び公益事業の場合 } 3 職権 4 厚生労働大臣又は知事の請求	1 労使双方の申請 2 労使いずれか一方の申請 { 労働協約に定めのある場合 }
解決案の提示	提示することもある	原則提示	原則提示
解決案の受諾	任 意	任 意	労働協約と同一の効力を持って当事者を拘束

あっせんの手続



HTT

耀力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo.Tokyo